

坂井市空家取得支援事業

この事業は、坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の取得に要する費用の補助を行います。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

(1) 次の(ア)～(キ)に掲げる要件のいずれかの者

(ア) 現に福井県内に住所を有していない者

(イ) 福井県内に住所を有して2年以内の者

(ウ) 県外から県内の大学等に進学した学生が県内の企業に就職した場合には、卒業後2年以内の者

(エ) 18歳になった日の属する年度の3月31日までの子供と同居している世帯の者

(オ) 婚姻届を提出し、受理されてから2年を経過しない夫婦のいずれか

(カ) 市内に進出してから2年を経過しない企業の従業員又は地場産業に従事して2年を経過しない者

(キ) 新たに直系親族と同居(※1)する者。ただし、直系卑属の単独世帯は除く。

(1) (2) **居住推進区域(※2)**内において、**坂井市空き家情報バンクに登録されている**(新たに直系親族と同居(※2)する場合のみ、登録されていなくてもよいこととする。)一戸建て住宅を居住するために取得する者

(3) 全世帯員が空家所有者と3親等以内でないこと

(4) 10年以上居住する見込みのある者

(5) 坂井市税を滞納していない者

(※1) 同居…直系親族の世帯が、市内の同一小学校区または概ね車で5分圏内に別に居住すること

(※2) 居住推進区域…工業地域、工業専用地域を除く、用途地域指定区域および既成開発区域を言う。詳しくは、お問い合わせください。

(注) 申込み後、市の交付決定通知を受ける前に、すでに売買契約を締結している方は補助対象外となりますのでご注意ください。

対象となる事業

次に掲げる要件をすべて満たすこと

(1) 一戸建て住宅の取得費(土地代は含まない)

(2) 国、県、市における他の同様の補助制度を利用する場合、その対象部分の経費については当制度の補助対象外とする。

補助金の額

補助対象経費の1/3(千円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。)とし、**60万円を限度とする。※補助金は1棟につき1回とする。**

募集件数

1件(募集期間を令和3年12月24日(金)午後5時必着とし、予算に達し次第終了となります。)

申込方法

本庁都市計画課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。
(申請書は、ホームページからもダウンロードできます。)

提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市役所 建設部 都市計画課 (0776-50-3052)